

# 措置状況総括表

令和3年5月28日公表分

平成30年度監査テーマ:試験研究機関について

指摘・意見の数 指摘24(うち措置済み23, 措置中1, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 意見62(うち措置済み58, 措置中2, 措置予定2, 検討中0, 不措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
I 試験研究		1	1				22	21		1	
	保健製薬環境センター						6	6			
	工業技術センター						8	8			
	農林水産総合技術支援センター	1	1				8	7		1	
II 契約事務		1	1				14	14			
	保健製薬環境センター						4	4			
	工業技術センター						3	3			
	農林水産総合技術支援センター経営研究課						6	6			
	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	1	1								
	農林水産総合技術支援センター水産研究課						1	1			
III 物品管理		21	20	1			39	37	2		
	管財課	1	1				8	6	2		
	保健製薬環境センター	2	2				6	6			
	工業技術センター						6	6			
	農林水産総合技術支援センター経営研究課	6	6				5	5			
	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	6	6				5	5			
	農林水産総合技術支援センター水産研究課	6	6				5	5			
	会計課						4	4			
IV 公有財産管理(普通財産(土地))		1	1				3	2		1	
	農林水産総合技術支援センター	1	1				3	2		1	
合計(※)		24	23	1			78	74	2	2	
構成比		100%	95.8%	4.3%			198%	94.9%	2.7%	100.0%	

(参考)

令和2年5月29日公表分

指摘・意見の数 指摘24(うち措置済み23, 措置中0, 措置予定1, 検討中0, 不措置0) 意見62(うち措置済み54, 措置中0, 措置予定5, 検討中3, 不措置0)

令和元年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘24(うち措置済み23, 検討中1, 未措置0) 意見62(うち措置済み47, 検討中15, 未措置0)

# 措置状況一覧表

平成30年度監査テーマ：試験研究機関について

## I 試験研究

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
33-37	工業技術センター			
	試験研究課題の 決定過程及び評価 の仕組み	取り扱う分野，取り扱う技術のレベルについて，県内の中小企業のニーズを把握し，それに適合したものになるよう，これまでと同様に注力すべきである。 また，徳島の誇るLEDについては，引き続き「産学官連携」を推進し，製品開発や共同研究，人材育成を通じ，本県の光関連産業の振興に貢献していただきたい。 (意見-1)	令和2年度においては，光関連産業の振興につながる共同研究を7件実施した。引き続き，県内企業のニーズを把握し，適切に実施する。  (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 試験研究課題については，県内企業のニーズを把握し，適切に実施するとともに，平成30年7月に策定した徳島県「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」に基づく地方大学・地域産業創生事業により，光関連産業の振興につながるような共同研究等を推進する。 (工業技術センター)	措置済み
			評価の対象となる研究の内容や結果等については，できる限り，より詳しい情報をホームページ上に掲載し，県民に向けた公表を行うべきである。(意見-2)	令和2年度においても事後評価終了後の試験研究課題4件について，ホームページ上で業務報告，研究報告，研究成果パネルへのリンクを貼り，具体的な成果を公表した。 (工業技術センター)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 平成29年度以降の事後評価終了後の試験研究課題については，ホームページ上で業務報告，研究報告，研究成果パネルへのリンクを追加することにより，具体的な成果を公表した。  (工業技術センター)	措置済み
		農林水産総合技術支援センター		
42-53		試験研究課題の 決定過程及び評価 の仕組み	評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を，限定する方向で再検討し，個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。(意見-3)	令和2年5月及び7月に実施した内部評価において，評価の対象とする試験研究課題の範囲を限定することにより，効率的，効果的な評価を行った。  (農林水産総合技術支援センター)

53-54	5年間の総括		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          全ての試験研究課題について内部評価を行っていた本件については、意見の趣旨を踏まえ、他の機関からの委託等により実施する課題及び基礎調査など継続的に実施する課題は、原則として評価の対象外とするよう、平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領を改正した。          令和元年5月及び7月に実施した内部評価においては、評価の対象とする試験研究課題の範囲を限定することにより、効率的、効果的な評価を行った。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
		外部評価について、「課題別評価」はできておらず、農林・畜産・水産のいずれの分野においても、専門的知見を有する外部評価委員が限られており、実質的な評価が十分に行える体制になっていない。(指摘-1)	<p>令和元年度及び令和2年度の試験研究の課題別評価については、外部評価委員会の専門部会において、専門的知見から評価を受け、委員の意見を反映し、その結果を外部評価委員会において報告した。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          指摘の趣旨を踏まえ、専門的知見を有する者による実質的な課題別評価を行うため、令和元年8月29日付けで農林水産総合技術支援センター外部評価実施要領を改正し、外部評価委員会に専門的知見を有する者で構成する専門部会を設置した。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
		平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画について、達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。(意見-4)	<p>5年間の中期計画である研究開発実行計画については、引き続き、農林水産総合技術支援センターホームページで公表している。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          5年間の中期計画である研究開発実行計画については、達成度合いの総括を行い、令和元年7月に農林水産総合技術支援センターホームページで公表した。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
試験研究機関共通				
55-57	人材確保・育成	<p>研究員の資質向上につながる取組に対し、支援できる適切な方策を検討していただきたい。(意見-5)</p>	<p>研究員の資質向上につながる取組として、本人の適性と意向を踏まえつつ、学会への参加や学会誌への投稿、研修への派遣等について、継続して取り組んでいる。          (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)

	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          研究員の資質向上につながる取組として、関連する学会等には団体名で加入しており、本人の適性と意向を踏まえつつ、学会への参加や学会誌への投稿、研修への派遣等により、更なる研究員の資質向上と人材育成に努める。          (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
	<p>引き続き、研究員の資質向上につながる取組として、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研修派遣事業や県の専門技術員研修等を活用し、研究員を派遣するなどにより、更なる資質向上に努めている。          (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          研究員の資質向上につながる取組として、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研修派遣事業や県の専門技術員研修等を活用し、研究員を派遣するなどにより、更なる資質向上に努めたい。          (工業技術センター)</p>	措置済み
	<p>研究員の人材育成については、コロナ禍の状況においてもオンラインでの学会への参加等の取組を通じ、研究員の資質向上に努めている。今後も、研究員の資質向上につながる研修参加等の取組に対し支援に努める。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          研究員の人材育成については、国の試験研究機関や大学等への長期派遣研修、公務による学会への参加等の取組を通じ、研究員の資質向上に努めている。また、大学の専門研究員受入制度を活用し、令和元年度においては、研究員4名を専門研究員として徳島大学に派遣した。          なお、博士課程取得については休業制度を設けており、側面から支援に努めている。          今後とも研究員の資質向上を目的とした自主的な取組に対し、事務分担を工夫するなど、更なる支援に努める。          (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
<p>特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見-6)</p>	<p>人材の確保については、令和2年9月1日に徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、外部有識者で構成される保健製薬環境センター試験研究評価委員会において、試験研究課題及び研究実施体制について所掌することとし、必要な助言を求める仕組みを導入した。引き続き、</p>	措置済み

			<p>多様な人材確保に努めたい。 (保健製薬環境センター)</p>	
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 任期付研究員については、その必要性・相当性について引き続き検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 任期付研究員については、その必要性・相当性について検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
			<p>特定の分野の研究については、引き続き多様な人材確保に努めるため、外部有識者で構成される工業技術センター試験研究評価委員会に、採用方法や研究員の任期の有無等の助言を求めている。 (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 人材の確保については、令和2年3月1日に工業技術センター試験研究評価実施要綱を改定し、外部有識者で構成される工業技術センター試験研究評価委員会に、研究実施体制について、採用方法や研究員の任期の有無等の助言を求めるとした。 特定の分野の研究について、引き続き多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 特定の分野の研究については、必要に応じて任期付研究員による任用を検討するなど、多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)</p>	検討中
			<p>喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとしており、今後も引き続き、多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 令和2年度において、喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保につい</p>	措置予定

57-58	コスト	研究コストを把握するためには、研究員が試験研究課題に費やしている時間を、試験研究課題ごとに把握できるようにすることが望ましい。(意見-7)	<p>では、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとした。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; これまで2名の任期付研究員を採用し、農林水産業の6次産業化及びスマート化並びに農産物の輸出促進等、特定分野における喫緊の課題に対応してきた。 今後とも喫緊の試験研究課題に対応するため、必要性・相当性を確認した上で、関係部局と協議し、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	検討中
			<p>試験研究評価シートに試験研究課題ごとに従事した時間を記載することにより、研究コストの把握に継続して取り組んでいる。 (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 研究に費やした時間を試験研究評価シートに記載するよう、令和元年7月1日付けで保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、試験研究課題ごとに従事した時間を把握する仕組みが確立した。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>令和2年度においても試験研究課題に係る週当たりの従事時間を試験研究課題事前評価シートに記載することにより、研究コストの把握に努めている。 (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 試験研究課題に係る週当たりの従事時間を試験研究課題事前評価シートに記載するよう、令和元年8月1日付けで工業技術センター試験研究評価実施要綱を改正し、試験研究課題ごとに従事した時間を把握する仕組みが確立した。 (工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>令和2年5月及び7月に実施した内部評価において、エフォートを含めた評価を行った。</p> <p>(※) エフォート(%) = 試験研究課題に費やす時間 / 全仕事時間 × 100 (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)

		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  限られた人材を有効に活用し，研究成果の最大化を図るため，試験研究課題毎に担当する研究員のエフォート（※）を記載するよう，令和元年7月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領の評価様式である試験研究課題工程表を改正した。  令和元年7月に実施した内部評価においては，この新たな指標を含めた評価を行った。</p> <p>（※）エフォート（%）＝試験研究課題に費やす時間／全仕事時間×100  （農林水産総合技術支援センター）</p>	措置済み
	<p>研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか，その実態を踏まえて，適切な人員配置を行って，研究員が研究により注力できる環境を作っていたいただきたい。（意見－8）</p>	<p>引き続き，試験研究に関する知識又は経験を有する会計年度任用職員の採用に努め，研究員がより研究に注力できる環境作りに取り組んでいる。  （保健製薬環境センター）</p>	（その後の取組）
		<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;  令和2年度から，試験研究に関する知識又は経験を有する会計年度任用職員を採用し，研究員がより研究に注力できる環境が整った。  （保健製薬環境センター）</p>	措置済み
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  試験研究に用いる器具等の準備，運搬，洗浄等の補助作業については，臨時補助員又は非常勤職員が行っている。  研究員は，試験研究以外にも行政検査や監視・測定等の業務も行っていることから，試験研究により注力できるよう適切な人員配置に努める。  （保健製薬環境センター）</p>	検討中
		<p>令和2年度においては，研究員が現場作業に費やしている時間を把握した上で，新たに会計年度任用職員を配置し，研究員が研究により注力できるよう体制を整えた。  研究員の負担軽減のために，学生のインターンシップや企業技術者のOJTによる外部人材を活用した課題解決型の共同研究を実施している。  （工業技術センター）</p>	（その後の取組）
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  令和元年度においては，研究員が現場作業に費やしている時間を把握した上で，新たに臨時職員及び非常勤職員の募集を行い，研究員が研究により注力できるよう体制を整えた。</p>	措置済み

58-60			<p>また、研究員の負担軽減のために、学生のインターンシップや企業技術者のOJTによる外部人材を活用した課題解決型の共同研究を実施している。</p> <p>(工業技術センター)</p>		
			<p>令和2年5月に所属長が研究員に対して実施したヒアリング及び業務連絡会議において、研究員が現場作業にかかる時間について実態を把握した。研究員が現場作業に多くの時間を費やしている時期には、各担当又は各課の非常勤職員や会計年度任用職員の配置を変更し、研究員がより研究に注力できるような環境を整えている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>令和元年5月に所属長が研究員に対して実施したヒアリング及び業務連絡会議において、研究員が現場作業にかかる時間について実態を把握した。研究員が現場作業に多くの時間を費やしている時期には、各担当又は各課の非常勤職員や臨時職員の配置を変更し、研究員がより研究に注力できるような環境を整えた。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み	
	追跡評価	追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。(意見-9)		<p>保健製薬環境センター試験研究評価委員会において、主要な試験研究課題についての追跡評価の必要性についても助言を求め、成果の結果を評価する取組を継続している。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
				<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>令和元年7月1日付けで保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、追跡評価に関する項目を追加した。これにより、主要な試験研究課題について、成果の結果を評価する仕組みが確立した。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
				<p>令和2年度においても事後評価終了後3年を経過した、平成29年度の試験研究課題について、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより具体的な成果を追跡調査し、外部評価委員会で評価した。</p> <p>(工業技術センター)</p>	(その後の取組)
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>令和元年8月1日付けで工業技術センター試験研究評価実施要綱を改正し、追跡評価に関する項目を追加した。事後評価終了後3年を経過した平成28年度の試験研究課題につい</p>	措置済み		

60-61	各センターの広報		て、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより具体的な成果を追跡調査し、外部評価委員会で評価した。 (工業技術センター)	
			令和2年度は、平成29年度の主要な研究成果について追跡調査を実施した。 (農林水産総合技術支援センター)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;            主要な試験研究成果については、終了から一定期間経過後に追跡調査を行うよう、令和元年7月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領を改正し、成果の結果を評価する仕組みが確立した。            (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
		<p>主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえらるような、分かりやすい広報を工夫すべきである。その際は、適時に広報することを心掛けていただきたい。            また、知的財産について、取得状況はホームページで確認することができるが、これがどの程度商品化に結びついているかについても、できる限り併せてホームページに掲載することが望まれる。(意見-10)</p>	<p>県ホームページに「センターニュース」を掲載し、県民にわかりやすい内容で広報を行うとともに、12月末には試験研究や行政検査結果の分析等を掲載した年報を公表している。            なお、知的財産の取得はないが、今後知的財産を取得した際には、県ホームページで公表を行う。            (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;            主要な研究の成果については、県ホームページに掲載している「センターニュース」により、県民に分かりやすい内容で広報を行った。            また、年報には試験研究に関するものだけでなく、行政検査結果の分析や監視・測定データの解析に関する内容も掲載しており、関連する過去のデータについても解析を行う必要があるため時間を要する。今後は、公表時期を12月末とし、計画的に作成する。            なお、知的財産の取得はないが、意見を踏まえ、今後知的財産を取得した際には、県ホームページで公表を行う。            (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>引き続き、事後評価を終了した試験研究課題については、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより、具体的な成果をホームページ上で公表し、より分かりやすい広報に努めた。            また、事業化や実施許諾をした特許権については、企業への理解が得られたものを公開し、より分かりやすい広報に努めている。            (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
		<参考：令和元年9月30日公表分>		

			<p>事後評価を終了した試験研究課題については、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより、具体的な成果をホームページ上で公表し、より分かりやすい広報に努めた。</p> <p>また、事業化や実施許諾をした特許権については、企業の実績が得られたものを公開し、より分かりやすい広報に努めた。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>農林水産総合技術支援センターのホームページにおいて、令和元年度の主要な研究成果を掲載した。</p> <p>また、特許・品種の知的財産については、ホームページで、利用許諾件数を随時更新し、公表している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>農林水産総合技術支援センターのホームページを令和元年7月に更新し、各研究課毎に掲載していた主要な成果及び業務年報のサイトを一覧表示するとともに、平成30年度までの成果を掲載し、分かりやすく適時の広報を行った。</p> <p>また、特許の商品化については、特許の利用許諾件数をホームページで公表した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み

## II 契約事務

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
64-67	保健製薬環境センター 万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、競争入札を行うか、相見積りを取った上で、1号随意契約を行うことを検討すべきである。(意見-11)	<p>令和3年度における保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、複数者から見積徴収を行い、1号随意契約を行った。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において競争入札等とすることについて、検討する。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点</p>	検討中

			<p>検業務の委託については、次回設備の更新時において競争入札等について再度検討したい。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	
		<p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。(意見-12)</p>	<p>令和3年度における保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、長期継続契約の導入を決定し複数者から見積徴収を行ったところ、長期継続契約による経費削減効果は見込めなかった。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において長期継続契約を導入することについて、検討する。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において長期継続契約の導入について再度検討したい。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	検討中
68-71	微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務	<p>予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。(意見-13)</p>	<p>予定価格の設定においては、過去の実績等を考慮し十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>予定価格の設定において、業者から取得した見積書を基に決定した本件であるが、令和元年度の契約においては、過去の実績や契約事務規則に示された基準を考慮した上で予定価格を決定した。</p> <p>今後、同様な入札があれば、予定価格の算定を十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行を行う。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
72-75	風向風速計4式の賃貸借	<p>予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。(意見-14)</p>	<p>予定価格の設定においては、過去の実績等を考慮し十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>予定価格の設定において、業者から取得した見積書の金額から一定率を削減した金額を予定価格に決定した本件である</p>	措置済み

			<p>が、令和元年度の契約においては、過去の実績や契約事務規則に示された基準を考慮した上で予定価格を決定した。          今後、同様な入札があれば、予定価格の算定を十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行を行う。          (保健製薬環境センター)</p>	
76-78	工業技術センター			
	庁舎警備業務	<p>工業技術センター庁舎警備業務について、6号随意契約が許される場合であることの確認がなされていなかった。(意見-15)</p>	<p>当該業務については、令和元年度において随意契約によることが有利であることを確認した上で、令和2年度から3年間の長期継続契約を締結している。          (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
		<p>工業技術センター庁舎警備業務について、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。          (工業技術センター)</p>	措置済み	
		<p>工業技術センター庁舎警備業務について、長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである。(意見-16)</p>	<p>当該業務については、令和元年度において随意契約によることが有利であることを確認した上で、令和2年度から3年間の長期継続契約を締結している。          (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
<p>当該業務については、令和元年度において随意契約によることが有利であると確認した。          また、令和2年度から委託期間3年間の長期継続契約を締結した。          (工業技術センター)</p>		措置済み		
		<p>〈参考：令和元年9月30日公表分〉          令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。          長期継続契約については、コスト縮減を図るため次年度から導入する。          (工業技術センター)</p>	検討中	
79-81	電波暗室保守点	業務委託先からの報告書である「校正証明書」につい	令和元年12月から令和2年3月に電波暗室の改修工事を	(その後の取組)

	検業務	ては、日本語で記載したものを提出させるべきである。 (意見-17)	実施したため、令和元年度及び令和2年度については保守点検業務は実施していない。令和3年度以降においては、日本語で記載した校正証明書を受理する予定である。 (工業技術センター)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成30年度における電波暗室保守点検業務の「校正証明書」については、保守点検結果の内容を日本語で記述したものを受理した。 (工業技術センター)</p>	措置済み
82-85	農林水産総合技術支援センター経営研究課			
	ニホンジカの林業被害対策実証業務委託	当初の予定どおり進まずに新たに見積書提出期限を設定しなおす必要が生じた場合には、実際の経過が事後的に検証できるような適切な方法で記録しなければならない。(意見-18)	見積書提出期限を変更する場合は、実際の経緯を明確に記録・添付する等、事後の確認ができるようにしている。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 見積書提出期限を設定しなおした本件については、その経緯と改めて期限を設定した内容をまとめ、立案に添付した。 また、職員を対象に徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を平成31年3月5日に実施し、その中で見積書提出期限を変更する場合は、実際の経緯を明確に記録・添付する等、事後の確認ができるよう周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		見積書提出期限について、口頭で伝えるだけでなく、必ず見積依頼書に記載するようにすべきである。(意見-19)	見積書提出期限の通知は、口頭ではなく見積依頼書に記載している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 見積書提出期限の通知を口頭で行っていた本件については、口頭ではなく見積依頼書に記載するよう周知徹底を図った。 なお、令和元年度の契約においては、適正に記載した。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
86-91	産業廃棄物等処理委託業務	本件のように資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できて競争が確保されたといえるために、少なくとも実際に選定基準の数の見積書が確保できるように、見積りを依頼するようにすべきである。 なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、	資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、新規参入事業者を含めた「県の基準+1」以上の見積書を徴収するよう内規を定め、そのルールに従い事務を行っている。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)
			<参考：令和2年5月29日公表分>	

<p>同様の処理を行っていただきたい。(意見－２０)</p>	<p>令和２年４月に実施した産業廃棄物等処理委託契約において、予定価格が２０万円を超えるものについては、選定基準において２者以上からの見積徴収が必要なところ、３者から見積書を徴収し、契約を締結した。</p> <p>また、産業廃棄物等処理委託以外では、例えば公用車の車検においては、予定価格が全て１０万円以下（見積書徴収基準は１者）である令和２年１月以降の９件の実績について、全てにおいて４者に見積依頼を行い、７件は４者から、２件については、１者の辞退があったため、３者から見積書を徴収している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>新規参入の機会が確保され、実質的な競争も確保されるように、過去の実績のみにとらわれずに見積徴収先を選定するようにすべきである。</p> <p>なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。(意見－２１)</p>	<p>&lt;参考：令和元年９月３０日公表分&gt;</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、辞退があっても指名業者の選定基準に定められた数の見積書が確保できるよう、最低基準数より多くの業者に見積りを依頼し、競争性の確保に努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	<p>検討中</p>
<p>委託先業者からの請求書について、契約内容が守られているかどうか十分に確認し、契約内容に沿った支払処理を行わなければならない。(意見－２２)</p>	<p>資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、新規参入事業者を含めた「県の基準＋１」以上を見積書を徴収するよう内規を定め、そのルールに従い事務を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p> <p>&lt;参考：令和元年９月３０日公表分&gt;</p> <p>令和元年度の契約においては、業者選定における競争性を確保するため、過去に実績のある者に加え、新規参入者にも見積りを依頼した。また、同様の契約を行う場合も、実質的な競争性を確保するよう、職員に周知を図った。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

92-94	白灯油の購入契約	<p>入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。          なお、他の契約でも、入札者数が少ないという同様の問題が散見される。(意見-23)</p>	<p>一般競争入札の手續に基づき、県ホームページで広く公告を行っており、競争性のある入札となるよう努めている。          (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          意見の趣旨を踏まえ、一般競争入札の手續に従い県ホームページで広く公告を行った結果、平成30年度においては、白灯油の購入契約の一般競争入札に3者が参加した。          今後とも、競争性のある入札となるよう広く公告を行う。          (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
農林水産総合技術支援センター畜産研究課				
95-99	液体窒素の購入契約	<p>契約金額を増額させる本件変更契約を締結することは、許されるものではなかった。(指摘-2)</p>	<p>令和元年度以降、適正な事務処理について職員へ周知徹底している。          (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          会計事務の認識不足により契約金額を増額する変更契約を締結した本件については、平成31年3月に過払い分の返還を受けた。今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう、センターの職員全員を対象に、徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手續に関する研修を平成31年3月5日に実施した。          また、人事異動に合わせ、5月に改めて適正な事務処理について職員への周知徹底を図った。          (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
農林水産総合技術支援センター水産研究課				
100-102	漁業調査船「とくしま」用燃料購入	<p>単価契約において、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超える場合には、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるべきである。(意見-24)</p>	<p>平成31年4月以降、予定数量を超えた場合は、改めて追加の経費支出伺を作成し決裁を受けている。          (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          平成31年4月に課内会議を開催し、今後、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超えるような同様の事案があった場合は、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるよう周知徹底を図った。          (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

### III 物品管理

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
103-115	全庁（はじめに）	<p>平成18年度改正により、10万円未満の備品類について物品出納簿への記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。</p> <p>Q&amp;Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。（意見-25）</p>	<p>会計事務の手引きにおいて、「携帯（持ち運び）が容易な備品類（カメラ、ビデオカメラ、プロジェクターなど）は、品名、数量、品質規格、購入年月日を一覧にし、整理する」と措置の一例を挙げて具体的に示している。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 平成30年度までに取得し、物品出納簿への記載を省略した10万円未満の備品類の管理方法については、亡失の確認が困難なものについて、品名、数量等を把握するために必要な措置を講じることとしていたが、令和2年5月に会計事務の手引きを改訂し、措置の一例として「携帯（持ち運び）が容易な備品類（カメラ、ビデオカメラ、プロジェクターなど）は、品名、数量、品質規格、購入年月日を一覧にし、整理する」と具体的に示した。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 10万円未満の備品類の管理方法については、会計事務の手引き等において具体的な管理方法を示すよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <hr/> <p><b>措置済み</b></p> <hr/> <p>検討中</p>
		<p>平成18年度の改正により「備品購入費」で購入する物品の中に、10万円を境に物品出納簿に記載されるものとされないものが混在することになった。</p> <p>平成18年度改正がなぜ行われたのかについては、その時の経済状況、他府県の状況等様々な事情が考えられるが、今後は当該事情を考慮しつつ、「備品購入費」として処理する金額と物品出納簿への記載する金額を一致させ、明確な処理規定を設けるべきである。予算編成への影響ももちろん考えられるが、可能な限り検討していただきたい。（意見-26）</p>	<p>備品購入費で購入する物品の金額と物品出納簿に記載する物品の金額とを一致させている。</p> <p style="text-align: right;">（管財課、会計課）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで会計規則等を一部改正し、備品購入費として購入する物品の金額を10万円以上（机類、パーソナルコンピュータ等の一部例外を除く）とし、備品購入費として処理する金額と物品出納簿に記載する物品の金額とを一致させた。</p> <p style="text-align: right;">（管財課、会計課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <hr/> <p><b>措置済み</b></p>
		<p>会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記</p>	<p>物品出納簿及び物品表示票に整理番号を付与し、物品出納簿と現物との突合ができるように、物品管理システムを構築した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	<p>措置中</p>

<p>入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。</p> <p>しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。</p> <p>今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。(指摘-3)</p>	<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 新たに物品出納簿及び物品表示票に管理番号を付与するため、物品管理システム改修による機能の追加と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 (管財課)</p>	<p>措置予定</p>
	<p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 現在の物品管理システムには、管理番号付与の機能がないため、物品出納簿と物品の現物との突合に有効な管理番号付与の方法を検討の上、物品出納簿及び物品表示票に管理番号を記載するよう会計規則改正を検討する。 (管財課)</p>	<p>検討中</p>
<p>物品の異動状況について、貸付け・売却(棄却)・保管転換については物品受入(払出)通知書、売却(棄却)申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握することができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。</p> <p>問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、システムの的に検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。</p> <p>会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間(例えば3年～5年周期)に全ての当該物品について突合作業をすべきである。(意見-27)</p>	<p>令和3年2月15日に実施した会計事務再チェック全庁研修会及び各所属長宛での通知文書(令和2年9月11日付け管第585号 物品管理に係る適正な事務の執行について、令和3年3月11日付け会第462号 重要物品異動状況報告等について)により、物品管理に係る適正な事務処理について周知・徹底を行った。 (管財課、会計課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。 (2) 売却(棄却)・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。 (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。</p> <p>2 各所属長宛での、通知文書(令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について(通知))により、次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。 (2) 物品出納簿に記載したもの(重要物品を除く。)について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。</p> <p>3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。 (1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と</p>	<p>措置済み</p>

		<p>物品出納簿を照合すること。  (2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。  (3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p>	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p>
	<p>上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却（棄却）する場合の判断基準は明らかにされているが、その対象となる物品の検出方法が定まっていない。  この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現品を確認することにより、その使用頻度が判明し、売却（棄却）の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な手続だと言える。検討していただきたい。（意見ー28）</p>	<p>令和3年2月15日に実施した会計事務再チェック全庁研修会及び各所属長宛ての通知文書（令和2年9月11日付け管第585号 物品管理に係る適正な事務の執行について、令和3年3月11日付け会第462号 重要物品異動状況報告等について）により、物品管理に係る適正な事務処理について周知・徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;  1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。  (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。  (2) 売却（棄却）・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。  (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。</p> <p>2 各所属長宛ての、通知文書（令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について（通知））により、次の内容について周知・徹底を行った。  (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。  (2) 物品出納簿に記載したもの（重要物品を除く。）につい</p>	<p style="text-align: center;">(その後の取組)</p> <p style="text-align: center;">措置済み</p>

		<p>て現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。</p> <p>3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。</p> <p>(1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。</p> <p>(2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。</p> <p>(3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(管財課、会計課)</p>	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう、各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">(管財課、会計課)</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p>
	<p>総務省の要請に基づき、「統一的な基準」による財務書類等の作成・公表が平成28年度から実施されることとなった。この財務書類等とは、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書のことである。</p> <p>このうち、貸借対照表は【資産の部】【負債の部】【純資産の部】に分かれており、【資産の部】はさらに固定資産と流動資産に分かれている。</p> <p>この作成の目的は、財務書類等を「統一的な基準」で作成することにより、他府県との比較が可能となり、ひいては地方自治体の財政状態等の把握・検討・改善に帰することにある。</p> <p>重要物品はこの固定資産に分類され、減価償却後の金額が貸借対照表の【資産の部】（有形固定資産の中の物品）に計上されることになる。したがって、重要物品の管理状況に不備があり、欠落するようなことになれば財務諸表全体の適正性に問題が生じることになる。</p>	<p>令和3年2月15日に実施した会計事務再チェック全庁研修会及び各所属長宛ての通知文書（令和2年9月11日付け管第585号 物品管理に係る適正な事務の執行について、令和3年3月11日付け会第462号 重要物品異動状況報告等について）により、物品管理に係る適正な事務処理について周知・徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">(管財課、会計課)</p>	<p style="text-align: center;">(その後の取組)</p>
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>本県においては、重要物品については物品出納簿にて管理し、年度末において重要物品異動状況報告書により会計管理者に報告する仕組みとなっている。この仕組みにおいては、現物と物品出納簿との確認を適切に実施できていれば、重要物品が欠落するようなことはない。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、財務諸表における重要物品の重要性を再認識し、重要物品を適切に管理するため、現物と物品出納簿との確認を行った上で重要物品異動状況報告書を提出す</p>	<p style="text-align: center;">措置済み</p>

		<p>このように重要物品については、他の物品と比較するとその重要性は高く、その管理方法にも十分注意する必要がある。他県では、重要物品管理簿を作成し、所属コード・物品番号・品名・形状・取得金額・取得日・相手先等を記載することによって、その管理を行っているところもある。</p> <p>今後は、他県の例も参考にしながら適切な管理運営に努めていただきたい。(意見-29)</p>	<p>るよう、会計課長通知及び「財務会計だより」により各所属に対し周知徹底を図った。</p> <p>(管財課、会計課)</p>	
117-120	保健製薬環境センター			
	物品（重要物品を含む。）	<p>物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。(指摘-4)</p>	<p>物品出納簿への記載については、物品出納簿と現物を突合して確認作業を行い、全ての物品を正確に記載するよう継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年7月に物品出納簿と現物との確認作業を行い、物品出納簿を正確に記載した。現物と物品出納簿を照合し現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿の整備を完了した。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年～5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘-5)</p>	<p>物品の管理については、毎年7月に物品出納簿と現物との突合を行い、盗難・紛失等のリスク管理に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年5月に備品類の管理について内規を定め、物品出納簿と現物との突合を行うこととした。 令和元年度においては7月に物品出納簿と現物との確認作業を行い、盗難・紛失等のリスク管理に努めた。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		<p>10万円未満の物品について作成されている物品リストについては、管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-30)</p>	<p>購入する全ての物品(備品類)に管理番号を付し、現物にも貼付するよう継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 今後購入する全ての物品(備品類)に管理番号を付与し、現物にも貼付することとした。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>			措置済み	

121-122	毒物劇物等（毒	<p>重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、それを所内で共有することにより、使用状況の所内全体としての把握に努めていただきたい。その上で、保管転換・売却・棄却の判断を行うための委員会等を設けることも重要である。なお、管理簿には品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。（意見－3 1）</p>	<p>重要物品の使用状況については、使用状況を記載した管理簿を共有フォルダ内で管理し、情報共有を図っている。また、不用となった重要物品については、所内会議で廃棄等の処理方法の判断を行っている。 (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
		<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。（意見－3 2）</p>	<p>不用となった物品については、所内会議において廃棄等の処理方法の判断を行い、廃棄以外の物品については、グループウェアに登載し、庁内共有を図っている。なお、不用となった物品で売却可能なものは、適切に売却している。 (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
		<p>同一の物品が複数ある場合でも、物品出納簿にはそれぞれ個別に記載するのが望ましい。（意見－3 3）</p>	<p>物品出納簿には同一物品についても、それぞれ個別に記載するよう継続して取り組んでいる。 (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
		<p>重要物品の使用状況については、物品出納簿に使用状況に関する項目を設けた管理簿を新たに作成し、共有フォルダ内で管理することにより、所内で情報共有を図った。その上で、不用となった重要物品については、所長、次長、各担当リーダーが出席する所内会議を設け、保管転換、売却、廃棄等の処理方法の判断を行う。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み	
		<p>不用となった物品については、所長、次長、各担当リーダーが出席する所内会議において、保管転換、売却、廃棄等の処理方法の判断を行う。廃棄以外の物品については、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み	
		<p>風向風速計 1 2 式について、一括して物品出納簿に記載していた本件については、個別に記載し直した。同一の物品が複数ある場合の記載については、その一部を廃棄等した場合においても現存量の把握がしやすいよう、物品出納簿にそれぞれ個別に記載する。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み	
毒物受払簿の現在高については、可能な限り試薬容器	毒物受払簿の現在高については、液体試薬等の管理可能な	(その後の取組)		

	物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物)	を含む総重量を記載し、定期的に現物との突合を行うことにより、盗難・紛失のリスク管理に努めていただきたい。(意見-34)	毒物について、試薬容器を含む総重量により管理している。また、リスク管理の点から定期的に現物との突合を行い、正確な在庫管理に継続して取り組んでいる。 (保健製薬環境センター)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 毒物受払簿の現在高について、mg, ml等の内容量又は本数で記載していた本件については、令和元年5月1日付けで毒劇物取扱要領等を改正し、液体試薬等の試薬容器を含む総重量で管理可能な毒物については、試薬容器を含む総重量による管理を行うよう改めた。また、定期的に確認を行い、正確な在庫管理を行っている。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		管理者が使用した場合には、当該管理者以外の者が確認することが望ましい。内部牽制のためにも、今後は注意していただきたい。(意見-35)	管理者が毒劇物を購入・使用する場合には、管理者以外の職員が受払簿の確認を行うことを継続している。 (保健製薬環境センター)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年5月1日付けで毒劇物取扱要領等を改正し、管理者が毒劇物を購入・使用する場合には、管理者以外の職員が受払簿の確認を行うよう改めた。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
123-126	工業技術センター			
	物品（重要物品を含む。）	多数にのぼる物品の現物確認を組織的に効率よく実施するためには、物品出納簿に記載されたIDを、全ての物品（形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。）に貼付するとともに、品目別、あるいはフロア別に定期的（例えば3年～5年周期）な突合作業を実施すべきである。(意見-36)	令和元年以降に購入したすべての物品（備品類）にIDを付与及び貼付しており、令和2年度は、これまでに購入した備品について、各担当ごとに12月に突合作業を行い、現物確認を行った。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 現物確認を効率的に実施するため、今後購入する全ての物品（備品類）にIDを付与及び貼付するとともに、各担当ごとに定期的（2年周期）な突合作業を実施することとした。 (工業技術センター)</p>	措置済み
物品出納簿に記載を省略した物品について、担当者レベルでの任意の使用簿は作成されていたが、IDが付与されていなかった。今後はIDを付与するとともに、IDを各物品に貼付する（形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-37)	令和元年以降に購入した全ての物品（備品類）にIDを付与及び貼付している。 (工業技術センター)	(その後の取組)		
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 現物確認を効率的に実施するため、今後購入する全ての物</p>	措置済み	

126-129			品（備品類）にIDを付与及び貼付することとした。 (工業技術センター)	
		使用簿のない重要物品については、有料開放の試験研究機器も含めた全体の使用簿を兼ねた管理簿を作成し、所内定例会議での参考資料にすれば、より一層の情報共有、意見交換ができるのではないだろうか。なお、管理簿には、品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。(意見-38)	使用簿のない重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作成しており、使用状況について所内で情報共有を図っている。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 使用簿のない重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、その使用状況について所内で情報共有を図った。 (工業技術センター)	措置済み
		物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有し、保管転換による有効活用方を検討すべきである。(意見-39)	工業技術センターが保有する不用な機器の処分の検討にあたり、令和元年10月以降グループウェア及び工業技術センターホームページに掲載し、全庁的に共有するとともに需要調査を行った。その結果、3機種については購入希望者があり売却した。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 工業技術センターが保有する不用な機器の処分の検討にあたり、令和元年7月22日から29日まで工業技術センターホームページに掲載し需要調査を行った結果、当該機器に対して購入希望者が存在せず、需要がないことを確認した。 今後、使用する見込みのない物品については、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有する。 (工業技術センター)	措置済み
		工業技術センターでは、薬品管理システムにより、その管理は適正に行われているが、当該システムへの入力データの原始記録の記載には十分注意する必要がある。原始記録の記載について、現状の鉛筆書きでは書き換えのおそれがあり管理上好ましくないため、ボールペン等の書き換えのできないもので記載すべきである。(意見-40)	薬品管理システムの原始記録の記載については、書換えのできないボールペン等を使用しており、定期的（四半期ごと）に確認作業を行っている。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 令和元年7月1日付けで工業技術センター劇毒物等取扱マニュアルを改正し、原始記録の記載については、書換えのできないボールペン等を使用することとした。 (工業技術センター)	措置済み
		毒物の現在高については、在庫量から使用量を差し引くことにより算定しているが、今後は可能な限り試薬容器を含む総重量で記録することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。(意	毒物の受払簿については、試薬容器を含む総重量で記録しており、定期的（四半期ごと）に現在高の確認を行っている。 (工業技術センター)	(その後の取組)

		見－４１)	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年7月1日付けで工業技術センター劇毒物等取扱マニュアルを改正し、毒物の受払簿については、試薬容器を含む総重量で記録し、現在高についても定期的に確認することとした。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み
130-135	農林水産総合技術支援センター経営研究課			
	物品（重要物品を含む。）	平成25年の統合以降、毎月開催している課長会議で、物品の整理整頓に努めるよう取り組んでいるとのことであるが、現在のところ物品出納簿が整理されているとは認めがたい。特に統合以前の物品については、その存在が確認できないものがある。早急に物品出納簿の整備をする必要がある。(指摘－6)	<p>物品出納簿については、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、整備している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施した。特に統合以前の物品については、現物と物品出納簿を照合し、現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、平成31年3月に物品出納簿の整備を完了した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されていると言い難い。 今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。(指摘－7)	<p>重要物品については、定期的（第4四半期）に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載した上で、重要物品異動状況報告書により会計課へ報告している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 物品出納簿に記載されているが現物が確認できない重要物品の内、平成25年3月に不用品として処分していた物品20件については、事実関係を確認した上で管財課に棄却を通知し、平成31年3月に棄却承認された。また、平成25年に棄却手続きを行っていた8件については、物品出納簿から除却した。 過去の物品購入決議簿、物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施し、ほかに同様の重要物品がないことを確認した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指		<p>定期的（第4四半期）に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)	
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、</p>	措置済み		

<p>摘－８)</p>	<p>令和元年７月に物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。      今後は、定期的（第４四半期）に現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載する。      （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	
<p>寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、速やかに寄附手続を行い、物品出納簿への記載を行うべきである。（指摘－９）</p>	<p>令和元年度及び令和２年度に寄附を受けた物品については、会計規則に基づき、必要な手続を適切に行った。      （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;      寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、平成３１年２月に会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿に記載した。      また、寄附を受けた物品に関する手続について、改めて職員への周知徹底を図った。      （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p><b>措置済み</b></p>
<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。（意見－４２）</p>	<p>平成３０年度までに取得し、物品出納簿に記載を省略した物品については、管理番号を付与した物品管理簿に記載するとともに、現物にも管理番号を記載したシールを貼付している。      （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;      現物確認を効率的に行うため、物品出納簿に記載を省略した物品については、令和元年７月に、管理番号付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。      （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p><b>措置済み</b></p>
<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。      現在、農林水産総合技術支援センターでは研究記録に記載されたデータや試験結果を基に、重要物品の使用状況を把握しているが、管理簿を作成し、それを保管することにより、より適切かつタイムリーな情報が得られることになる。（意見－４３）</p>	<p>使用簿を兼ねた管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載してその使用及び管理状況を把握するとともに、それに基づき、計画的な備品更新を行っている。      （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;      令和元年８月に、使用簿のない作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、今後は、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。</p>	<p>（その後の取組）</p> <p><b>措置済み</b></p>

135-136	毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）		(農林水産総合技術支援センター経営研究課)	
		物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。（意見－４４）	<p>不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。</p> <p>研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図っている。</p> <p>なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。</p> <p>研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。</p> <p>なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		物品異動状況報告書には、品名及び品質規格を正確に記載し、物品出納簿との突合作業をスムーズに行うことが望ましい。（意見－４５）	<p>令和元年度以降も物品異動状況報告書に品名及び品質規格等を正確に記載した上で報告を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成30年度における物品異動状況報告書については、品名及び品質規格等を正確に記載した上で報告を行った。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		受払簿について、管理総括者及び管理責任者の押印は、月締めというルールはあるが、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。（指摘－１０）	<p>毒劇物の受払簿については、受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印している。また、管理責任者不在の場合には、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み		

		<p>使用後の毒劇物については、直ちに返却し管理しなければならない。(指摘-11)</p>	<p>盗難・紛失防止のため、使用後の毒劇物は直ちに保管庫へ戻している。また、管理責任者が定期的に収納状況を確認している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 盗難・紛失防止のため、使用後の毒劇物は直ちに保管庫へ戻すよう周知徹底を図った。今後は、管理責任者が定期的に収納状況を確認する。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		<p>毒物受払簿の現在高については、容器の本数ではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。(意見-46)</p>	<p>毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をして注意喚起を図っている。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
	農林水産総合技術支援センター畜産研究課			
137-141	<p>物品（重要物品を含む。）</p>	<p>現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。特に、旧の備品台帳の記載内容について、現物との突合作業を実施する必要がある。(指摘-12)</p>	<p>物品出納簿については、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、整備している。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年3月に旧の備品台帳の記載内容を含め、過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と現物との突合作業を徹底的に実施した。その際、機能的には同じ物品でありながら、異なる分類項目に記載しているものが多数確認されたことから、同一分類に修正した。 また、現物と物品出納簿を照合し、現物が確認できないものについては会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿の整備を完了した。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み

<p>重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。</p> <p>今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。(指摘-13)</p>	<p>重要物品については、定期的(第4四半期)に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考:令和元年9月30日公表分&gt; 物品出納簿に記載されているが現物が確認できない重要物品で、平成26年10月に不用品として処分していた物品2件については、事実関係を確認の上、管財課に棄却を通知し、平成31年3月に棄却承認された。物品出納簿に記載漏れのあった4件と合わせて物品出納簿を整理した。</p> <p>また、過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施し、ほかに同様の重要物品がないことを確認した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年~5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘-14)</p>	<p>定期的(第4四半期)に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考:令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。</p> <p>今後は、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、その状況を管理簿に記載する。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>物品異動状況報告書への記載漏れを避けるために、そのチェック体制を強化し、作成した物品異動状況報告書と物品出納簿との確認作業を徹底すべきである。(指摘-15)</p>	<p>令和2年5月においても、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れがないことを確認した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考:令和元年9月30日公表分&gt; 物品異動状況報告書に記載漏れの1件については、直ちに会計管理者に報告を行った。</p> <p>また、令和元年5月に提出した報告書においては、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れのないことを確認した。</p> <p>今後は、物品を購入・使用する研究員、総務担当者及び副課長による確認を徹底する。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載</p>	<p>計画的な備品更新のため、重要物品の管理簿により、その使用及び管理状況を把握している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p>

141-143		し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。(意見-47)	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年5月に作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
		物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用の見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、売却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見-48)	<p>不用となった事務機器や消耗品については、グループウェアに登載し、庁内共有を行っている。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
		物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-49)	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。 研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
			<p>平成30年度までに取得し、物品出納簿に記載を省略した物品については、管理番号を付与した物品管理簿に記載するとともに、現物にも管理番号を記載したシールを貼付している。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 現物確認を効率的に行うため、令和元年5月に、物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
		毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）	一部の保管庫で転倒防止対策のできていないものがあつたことから、地震が発生した場合に備え、全ての保管庫に転倒防止を施すなど、リスク管理に努めなければならない。(指摘-16)	<p>全ての毒物劇物保管庫に転倒防止金具を装着し、転倒防止対策を行っている。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月に全ての毒物劇物保管庫に転倒防止金具を装着するなど、転倒防止対策を行った。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み

		<p>受払簿（毒劇物取扱管理表）について、押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。（指摘－17）</p>	<p>毒劇物の受払簿については、受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印している。また、管理責任者不在の場合には、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底している。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	措置済み	
		<p>受払簿（毒劇物取扱管理表）の現在高については、ml又は本数で記載するのではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。（意見－50）</p>	<p>毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をして注意喚起を図っている。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	措置済み	
		<p>毒劇物等の収納場所は、受払簿（毒劇物取扱管理表）で正確に管理するとともに、定期的な実査を行い、収納状況を適切に確認しなければならない。（意見－51）</p>	<p>毒劇物の収納場所については受払簿に正確に記載している。また、毒劇物を適切に管理するとともに、管理責任者と取扱者が定期的に収納状況を確認している。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 毒劇物の収納場所については受払簿に正確に記載した。また、毒劇物を適切に管理するとともに、管理責任者と取扱者が定期的に収納状況を確認する。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	措置済み	

農林水産総合技術支援センター水産研究課

144-148	物品（重要物品を含む。）	<p>現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。（指摘－18）</p>	<p>物品出納簿については、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、整備している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 全ての物品と物品出納簿との突合を行い物品出納簿に正確に記載した。現物と物品出納簿を照合し現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、平成31年3月に物品出納簿の整備を完了した。 また、同年4月に外部監査の指摘を踏まえて、課内会議を開催し、適正な物品の管理について周知徹底を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。（指摘－19）</p>	<p>定期的（第4四半期）に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、同年4月に物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。 今後は、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、その状況を管理簿に記載する。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
	<p>物品異動状況報告書と重要物品異動報告書との重複を避けるために、そのチェック体制を強化するとともに、重要物品異動報告書への記載漏れがないよう厳重な注意を払うべきである。（指摘－20）</p>	<p>重要物品異動状況報告書の記載内容については、物品を使用する担当者と管理者の複数名によるチェックを行っている。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成29年度の物品異動状況報告における重複及び重要物品異動状況報告書の記載漏れについては直ちに是正し、会計管理者に報告を行った。 平成31年4月に提出した重要物品異動状況報告書及び令和元年5月に提出した物品異動状況報告書においては、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れのないこと及び重複のないことを確認した上で報告を行った。 報告書については、物品を使用する担当者と管理者の複数名によるチェックを行う。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み	
	<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載</p>	<p>計画的な備品更新のため、重要物品の管理簿により、その使用及び管理状況を把握している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）	

<p>し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。(意見-52)</p>	<p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞ 令和元年8月に作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見-53)</p>	<p>不用となった物品を譲渡する情報を、グループウェアに登載し、全庁的に周知するとともに、全庁内でも不用となった物品のうち、売却可能なものは、適切に売却することとしている。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>＜参考：令和2年5月29日公表分＞ 今後、不用となった物品が生じた際には、グループウェアに登載する等の全庁的に共有を図るとともに、全庁内でも不用となった物品のうち売却可能なものについては、適切に売却する予定である。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置予定</p>
<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表に管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-54)</p>	<p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞ 不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。 研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、関係部局と協議の上、処理する。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>検討中</p>
<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表に管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-54)</p>	<p>平成30年度までに取得し、物品出納簿に記載を省略した物品については、管理番号を付与した物品管理簿に記載するとともに、現物にも管理番号を記載したシールを貼付している。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞ 現物確認を効率的に行うため、令和元年8月に物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

148-150	毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇物・有害物・危険物）	<p>取扱要領第5条第3項に、「取扱者は、毒劇物等の購入、使用及び廃棄に際しては、残量がわかるよう受払簿等により管理しなければならない。」と規定されていることから、毒劇物等の受払簿は適正に作成しなければならない。鳴門庁舎の受払簿には現在のところ残量の記載がなく、適正な受払簿が作成されているとは言えない。鳴門庁舎は早急に適正な受払簿を作成し毒劇物の管理に努めなければならない。（指摘－2 1）</p>	<p>毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図っている。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>取扱要領第5条第2項に、「保管庫の鍵は、管理責任者が管理する。」と規定されていることから、鳴門庁舎は今後保管庫の鍵の管理を適正に行う必要がある。薬品庫の鍵は、管理責任者が責任を持って管理しなければならない。（指摘－2 2）</p>	<p>薬品庫の鍵は管理責任者が管理し、使用者に対して管理責任者が薬品庫の鍵を渡すよう、取扱要領に従って管理している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 毒劇物を適切に管理するため、薬品庫の鍵は管理責任者が管理し、薬品使用の申し出を受けて管理責任者が薬品庫の鍵を渡すよう、取扱要領に従って管理することとした。 また、薬品庫の扉及び庫内に、薬品管理について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿に押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。（指摘－2 3）</p>	<p>毒劇物の受払簿については、受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印している。また、管理責任者不在の場合には、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み

		<p>鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿の現在高については、可能な限り計量器を用いた正確な数値（試薬容器を含む総重量）を記載することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。（意見－５５）</p>	<p>農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領に基づく毒劇物の管理を徹底し、毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>美波庁舎において、劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納するように努められたい。（意見－５６）</p>	<p>劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年度において毒劇物を収容できるサイズの新しい保管庫を購入し、劇物を施錠して収納している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
	全庁（終わりに）			
151-152	物品出納簿	<p>物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。 この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならないが、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。（意見－５７）</p>	<p>全庁的に利用できる物品管理システムを構築し、物品出納簿に登載された物品は品目ごとに整理番号を付与し、物品が異動した場合には整理番号で管理できるよう改善した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。 （管財課）</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 物品出納簿の記載方法の変更については、物品出納簿への管理番号の付与と合わせ、物品管理システムの改修と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 また、既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 （管財課）</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; ご意見のとおり物品出納簿の記載方法を変更するには、物</p>	検討中

152	使用不能・1年以上使用していない物品	<p>当該物品については、その情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めていただきたい。</p> <p>また、全庁内でも不用となった物品については、ホームページに登載し、一般競争入札をした場合、広く県民にもその情報が伝達されることになり、売却等の処理方法も可能となってくるのではないだろうか。使用不能となった物品でも、その部品を売却することができるという可能性を検討していただきたい。(意見-58)</p>	<p>品管理システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。</p> <p>(管財課)</p>	
			<p>引き続き、所属で不用になった物品については、物品管理権者においてその情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めている。</p> <p>また、使用不能となった物品も含め、不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。</p> <p>(管財課)</p>	(その後の取組)
152-154	物品の購入・管理作業の煩雑性	<p>物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにするべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないか。</p> <p>更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。(意見-59)</p>	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>所属で不用になった物品については、物品管理権者においてその情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めている。</p> <p>また、使用不能となった物品も含め、不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
			<p>物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを構築した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。</p> <p>(管財課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。</p> <p>なお、他のシステムとの連携については、そのあり方、実現可能性、費用対効果も含め併せて検討し、方針を決定する予定である。</p> <p>(管財課)</p>	検討中
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>物品の取得から処分まで一元管理ができる物品管理システムとするには、システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。また、他のシステムとの連携にどのような方法があるのか、併せて検討したい。</p> <p>(管財課)</p>	検討中

IV 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
161-166	農林水産総合技術支援センター  旧筈試験地，旧三好分場及び旧今山ほ場（未利用地）  旧鴨島分場及び旧鴨島分場（南ほ場）（未利用地）	<p>旧筈試験地，旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。 管理のための作業にも，多数の人員，多額のコストが生じ，更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。</p> <p>確かにこれらの土地は，その所在地等の面から，今まではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし，IT革命によるビジネススタイルの変化により，土地の利用方法が多様化し，サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。</p> <p>今後は，このような環境変化も考慮し，地域の産業振興を含めた土地の有効活用を検討するとともに，単に土地を売却するのではなく，建物の取壊し費用，土地造成費用等を県が負担する等の方法により，より多くの利用者の確保に努めていただきたい。（意見－60）</p>	<p>民間事業者から土地・建物について有償貸付の相談があり，現地案内や貸付額（概算）の提示等を行っている。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; それぞれの旧分場等の状況を再度確認し，売却できるもの，売却に向いているものを再検討した。 旧筈試験地は，令和元年9月に福井道路の境界立会が行われた。今後，土地売買契約の締結に向け，手続が進められる見込みである。福井道路の建設により利便性が向上することから，残地についても有効活用に努める。 旧三好分場については，引き続き関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を進めるとともに，利活用を促進するため，本館敷地部分とほ場部分を分筆し，売却する方向で検討を進めることとした。 旧今山ほ場については，引き続き県ホームページで貸付先を募集することにより利活用を図っていく。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; それぞれの旧分場等の状況を再度確認し，売却できるもの，売却に向いているものを再検討する。 売却や貸付物件は，引き続き県ホームページで周知を図るとともに，関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を一層進め，有効活用につながるよう努める。 （農林水産総合技術支援センター）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
		<p>幹事会，推進会議から旧鴨島分場は4年経過，旧鴨島分場（南ほ場）にいたっては10年経過しており，未だに売却先が決まっていないということは，売却条件等について再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度，なぜ売却ができないのか（価格の問題なのか，立地条件の問題なのか）を再検討するとともに，売却以外の処理方法についても，リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により，外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。（意見－61）</p>	<p>一層売却が進むよう土地の地歴調査について業者と工期・予算額の協議を実施し，予算化に向けた検討をスタートさせるとともに，県内の金融機関や建設・建築業者から頂いた利用用途や売却価格についてのご意見も参考に，売却による処分のみならず貸付けも含めた有効活用を図っていく。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 令和2年1月22日に「公民連携による公的不動産の有効活用」をテーマに開催された「徳島県PPP／PFIプラットフォームセミナー」において，県内の金融機関や建設・建</p>	<p>措置済み</p> <p>検討中</p>

166-171			<p>築業者から利用用途や売却価格についてのご意見を頂いた。セミナーで頂いた意見も参考に、関係部局とも連携の上、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 旧鴨島分場や旧鴨島分場南ほ場については、以前より早期売却を図るため、不動産鑑定を行い売却価格を設定しているが、問合せはあるものの売却には至っていない。 売却条件等を再確認するとともに、外部専門家の意見聴取等について関係部局と協議の上、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	検討中
	旧農業大学校(貸付地：徳島大学との契約)	<p>徳島大学の貸与物件に対する使用状況については、現地確認をし、監督しているということであるが、契約書に記載されている以上、徳島大学からの報告は必須であり契約解除の要件にも該当する(契約書第16条第1項第1号)ため、今後は必ず徳島大学からの報告を書面で求めなければならない。(指摘-24)</p>	<p>令和元年度分は令和元年10月30日、令和2年度分は令和2年10月21日に徳島大学から利用状況報告書の提出を受けた。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成30年度分については、平成31年3月13日に徳島大学から利用状況報告書の提出を受けた。 今後は、契約書の内容について徳島大学と再確認するとともに、毎年10月30日までに利用状況報告書を提出するよう徳島大学に通知する。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み	
旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)	<p>違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。 現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。(意見-62)</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととしている。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置予定	
		<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととした。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置予定	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 管財課が作成している標準様式である「徳島県県有財産有償貸付契約書」に基づき違約金を設定しているが、指摘の趣旨を踏まえ、当事案の違約金について再確認し、関係部局と協議する。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	検討中	

